

# 伝工品で彩る魅力体感支援事業業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

伝工品で彩る魅力体感支援事業業務

## 2 委託業務の目的

(目的)

宿泊施設に調度品や備品として伝統的工芸品を使用することで、製品の魅力を効果的に発信し、担い手（作り手、支え手、買い手などの関係人口）の育成・確保につなげる。

## 3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月16日（火）までとする。

## 4 業務内容

### 【商談会の開催】

#### (1) 商談会の概要

##### ①内容

県内の観光客向け宿泊施設に対する地場産業・伝統的工芸品の商談会の企画、実施

##### ②期間

令和8年7月～令和8年9月までの期間中、2か所以上かつ3日間以上（開催日程については県と協議の上決定すること）

##### ③会場

県内で本目的が達成できる効果的な場所・施設等（開催場所については県と協議の上決定すること）

※上記会場の利用申込手続き、支払業務等については本業務に含むものとする。

#### (2) 会場設営

①滋賀の伝統的工芸品や地場産業に対する来場者の関心や印象を高め、わかりやすい、好感度の高いブースデザインや展示方法や会場レイアウトの設計を提案すること。

②会場設営に必要な什器、備品等については、受託者が賃貸すること。（装飾・照明等工事、機材、音響・映像システム等手配および操作（オペレーター含む）、展示品の紹介パネルの制作、備品等の調達および展示品等の搬入・搬出作業や看板等のデザイン・制作、設営および撤去を含む）

③その他、会場との連絡調整等、会場設営に必要となる一切の業務を行うこと。

④最終的な会場レイアウトについては、県および出展者に確認の上調整を行うこと。

(3) 出展者の調整等

①出展者は滋賀県の経済産業大臣指定伝統的工芸品・知事指定滋賀県伝統的工芸品と地場産業の事業者より調整を行うこと。

②出展者については、1日あたり10事業者以上とすること。

③事業者の状況に応じて、商品等の搬入出は代行できる体制を整えること。

【伝統的工芸品製造業者リスト】

滋賀県の伝統的工芸品一覧表（経済産業大臣指定伝統的工芸品を含む）			
番号	工芸品名	製造業者名	製造地域
1	近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	愛荘町
2	網織紬	奥田武雄	長浜市
		奥田重之	
3	秦荘紬	川口織物(有)	愛荘町
4	綴錦	織匠[宗八](株)清原織物	守山市・ 米原市
5	手織真田紐	西村操	東近江市
6	草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	大津市
7	近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	愛荘町
8	彦根繡	(有)青木刺繍	彦根市
9	楽器糸	西山生糸組合	長浜市
		木之本町邦楽器原糸製造保存会	
		丸三ハシモト(株)	
10	鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	長浜市
11	特殊生糸	西村英雄	長浜市
12	押絵細工	東川雅彦	近江八幡市
13	近江真綿	近江真綿振興会	米原市
14	輪奈ビロード	(株)タケツネ	長浜市
15	信楽焼	信楽陶器工業(協)	甲賀市
16	膳所焼	(有)膳所焼窯元 陽炎園	大津市
17	近江下田焼	近江下田焼陶房	湖南市
18	(再興)湖東焼	中川一志郎	彦根市
19	提灯	かさぜん中川澄美	長浜市
20	ろくろ工芸品	片山木工所	長浜市

21	木製桶樽	村田茂朋	竜王町
22	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)	高島市
23	上丹生木彫	上丹生木彫組合	米原市
24	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店	近江八幡市
25	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ	近江八幡市
26	木籠	太々野功、荒井恵梨子	長浜市
27	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)	彦根市
28	浜仏壇	浜仏壇工芸会	長浜市
29	鋳金具	小林鋳金具工房	大津市
		合同会社早野鋳(金水堂)	彦根市
30	近江雁皮紙	(有)成子紙工房	大津市
31	雲平筆	筆師第15世 藤野雲平	高島市
32	和ろうそく	(有)大與	高島市
		北村雅明	長浜市
33	太鼓	正木専治郎	愛荘町
		二代目 杉本才次	
34	大津絵	高橋松山	大津市
35	小幡人形	細居源悟	東近江市
36	愛知川びん細工手まり	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会	愛荘町
37	いぶし鬼瓦	美濃邊鬼瓦工房	大津市
38	神輿	(株)さかい	野洲市
39	江州よしすだれ	(株)タイナカ	東近江市

【滋賀県の地場産業組合リスト】

浜縮緬工業協同組合	滋賀バルブ協同組合
彦根仏壇事業協同組合	ひこね繊維協同組合
湖東繊維工業協同組合	滋賀県麻織物工業協同組合
滋賀県製薬工業協同組合	信楽陶器工業協同組合・信楽陶器卸商業協同組合
高島織物工業協同組合	滋賀県扇子工業協同組合

(4) 集客方法

上記業務目的を達成できるようリーフレット等を活用し、宿泊事業者等に対して広く商談会の周知を図ることができる効果的な集客方法を提案すること。また、リーフレットを作成する際は出展する事業者の紹介も入れること。

#### (5) 会場運営

- ①商談会開催中、会場内に管理責任者を常駐させること。
- ②上記業務目標を達成できるよう必要な会場スタッフの人数、役割、配置について提案すること。
- ③業務マニュアル(トラブル対応等を含む)を作成し、会場スタッフに順守させること。
- ④会場備品賃借料等、会場運営に関わる支払いに関する一切の業務を行うこと。

#### (6) 損害保険、損害賠償について

- ①開催期間中に発生した対人事故、対物事故についての保障を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。
- ②受託者が、故意または過失により会場、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。
- ③受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。

### 【EC販売サイト導入・運営支援】

#### (1) 業務の概要

##### ①内容

滋賀県の経済産業大臣指定伝統的工芸品・知事指定滋賀県伝統的工芸品と地場産業の事業者の販路開拓のため、ECサイトの作成・運営の支援を行う。

##### ②期間

令和8年7月～令和9年3月まで

#### (2) EC販売サイトの設置

滋賀県の経済産業大臣指定伝統的工芸品・知事指定滋賀県伝統的工芸品と地場産業の事業者が、伝統的工芸品や地域産品に興味・関心の高い消費者に直接販売できる事業者ごとのEC販売サイトを設けること。受託者の所有するECサイト等を活用することも可とする。

#### (3) 事業者の募集

- ①滋賀県の経済産業大臣指定伝統的工芸品・知事指定滋賀県伝統的工芸品と地場産業事業者から販売ページを作成する事業者の募集を行うこと。
- ②商談会出展者は原則販売ページを設けるよう調整し、販売ページを作成する事業者

は15事業者以上とすること。(商談会出展者も含む。)

#### (4) 事業者への支援

- ① E Cの基礎知識に関するセミナー、導入に向けた実践的なセミナーの開催や個別面談を実施し、効果的なサイトの作成を支援すること。
- ② 事業終了後も事業者が独力で自走・継続する観点から、代理販売等ではなく事業者が直接出品、販売、受注対応可能な簡便なE C販売サイトとし、サイト維持のための固定費や集客のための広告宣伝費等の負担が極力発生しないように留意すること。
- ③ 参画した事業者に対して、E C販売サイト運営の伴走支援を行うこと。

#### (5) 広報

設立したE C販売サイトを周知するため、リーフレットおよびポスター作成、SNS・ウェブ媒体等を用いた幅広い手段を活用し、設立したE C販売サイトの周知を図ることができる効果的な方法を提案すること。

※リーフレット、ポスターに関しては商談会開催のために作成したものと同様のものを使用することも可とする。

### 【共通内容】

#### (1) 効果検証・事業検討

- ① 商談会期間中およびE C販売サイト運営期間中、商談会来場者・出展事業者に対するアンケート調査を実施すること。
- ② アンケート調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、県と協議の上、決定すること。
- ③ 実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告すること。
- ④ 県に報告したアンケート調査およびデータ分析の結果にかかる著作権は、委託料が支払われた時点で滋賀県に譲渡されるものとする。
- ⑤ これまで県で実施した事業実績および本事業期間中のアンケート調査、来場者の様子、出展者から意見などを踏まえた、次年度以降の事業展開として効果的な事業内容を検討し、提案すること。

#### (2) 独自提案

本事業にあたり、滋賀県の伝統的工芸品や地場産業の認知度向上、拠点への誘客促進につながる提案をすること。特に実施場所、実施時期、内容について、独自性があり、目的の達成に効果的な提案を行うこと。

事業終了後、次の成果物を作成し、令和9年（2027年）3月16日（火）までに提出すること。

（1）事業報告書

本業務で実施した内容を取りまとめたもの。アンケート調査およびデータ分析、事業検討の結果も含む。

（2）記録写真データ

開催期間中の会場風景や展示販売、製作実演および製作体験等について、記録写真の撮影を行いデータで納品すること。

（3）回収したアンケート用紙

（4）事業検討・提案書

## 6 その他事項

（1）受託者は、遵守すべき関係法令等を則り、適正に業務を遂行すること。

（2）受託者は、事業を実施するにあたり、必ず1名以上は連絡調整者を配置し、責任者は本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する業務責任者を専任できる者で業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。業務責任者については、本業務終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。その他、業務に必要な人員体制についても詳細を提案すること。

（3）本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

（4）受託者は、本業務を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。

（5）受託者および本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。

（6）受託者は、当該受託業務の実施における個人情報等の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分理解し、個人の権利利益を損害することのないよう必要な措置を講じることとする。

（7）契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

（8）本仕様書に明示のない事項または業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。

（9）その他、本仕様書の記載のない事項については、提案の範囲とする。

（10）受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、事業の完了日の属する年度の終了後10年間こ

れを保存するものとする。また、本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の現地検査の対象となることがある。

## **7 問い合わせ先**

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 東館2階

滋賀県商工労働部イノベーション推進課地場産業振興係

TEL : 077-528-3790 FAX:077-528-4876